

平成 28 年 11 月 14 日（月）

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

○ 介護職員が行うことのできる「医行為」の拡大について

- ・ 本会では、会員の特養に対して「今後の特別養護老人ホームに関する制度改正等に係るアンケート」と題し、医行為等に関する調査を実施¹した。
- ・ 利用者の重度化に伴い、医療ニーズへの対応が求められている実態がある中、特別養護老人ホームにおける介護職員が行う医行為の範囲の拡大について、「はい（拡大すべき）」「一定の要件のもとに拡大していくべき」の合計の平均は、9割相当^{図1}に及んでおり、実態に応じた「医行為」の範囲の拡大が急務である。
- ・ その行為の内容としては、利用者の重度化という背景を踏まえつつ、①家庭においては家族等も行っていること②“生活“を支えるために必要な行為であること^{図2}③当該医行為について、法益侵害を阻却する正当性があるかどうかの観点から、
 - ・ 浣腸、摘便
 - ・ インシュリン注射の補助
 - ・ 人工肛門（ストーマ）
 - ・ 創傷処置（程度による）
 - ・ 在宅酸素療法
 - ・ 褥瘡処置（程度による）については、一定の研修等を修了した介護職員等について、実施を認めてはどうか。その際、現に存する喀痰吸引等の研修と二分するのではなく、「医行為に関する研修」として、統合していくことが望ましい。
- ・ なお、喀痰吸引等における研修に関し、「シフトの調整が困難なため研修に行くことが難しい」という理由でケアの質を高めることが困難な施設が7割近く存する^{図3}ことから、座学で済む課程については、webによる研修の提供等を検討されたい。
- ・ また、介護職員の医行為に関して、「医行為が可能な介護職員への手当（加算等）」「介護福祉士の上位資格を位置付け、更なる評価の拡大」といった期待もある^{図4}ことから、今後、関連審議会において、医行為が可能な介護職員等に対する加算の充実や、医行為が可能な介護福祉士については准看護師相当とするなど、更なる高みを目指すことについて、対応を図られたい。

¹ 平成 28 年 10 月 25 日から 11 月 7 日にかけて本会会員の特別養護老人ホームのうち無作為抽出 899 件に対し実施。

図 1 :

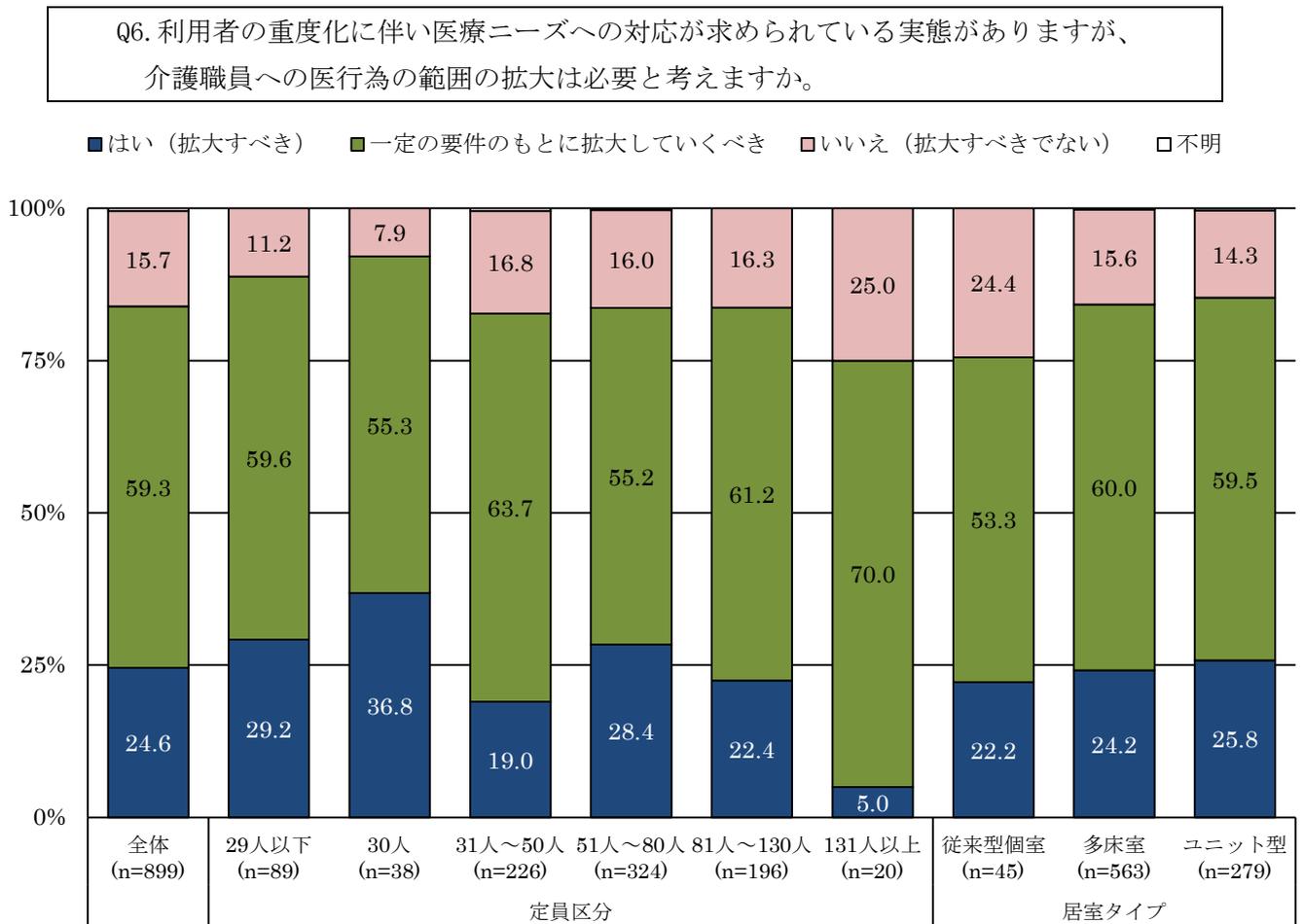


図 2 :

Q7. 上記で、1) はい、2) 一定の要件のもとに拡大していくべきと答えた方に伺います。どのような行為について、拡大を図るべきと考えますか。(複数回答可)

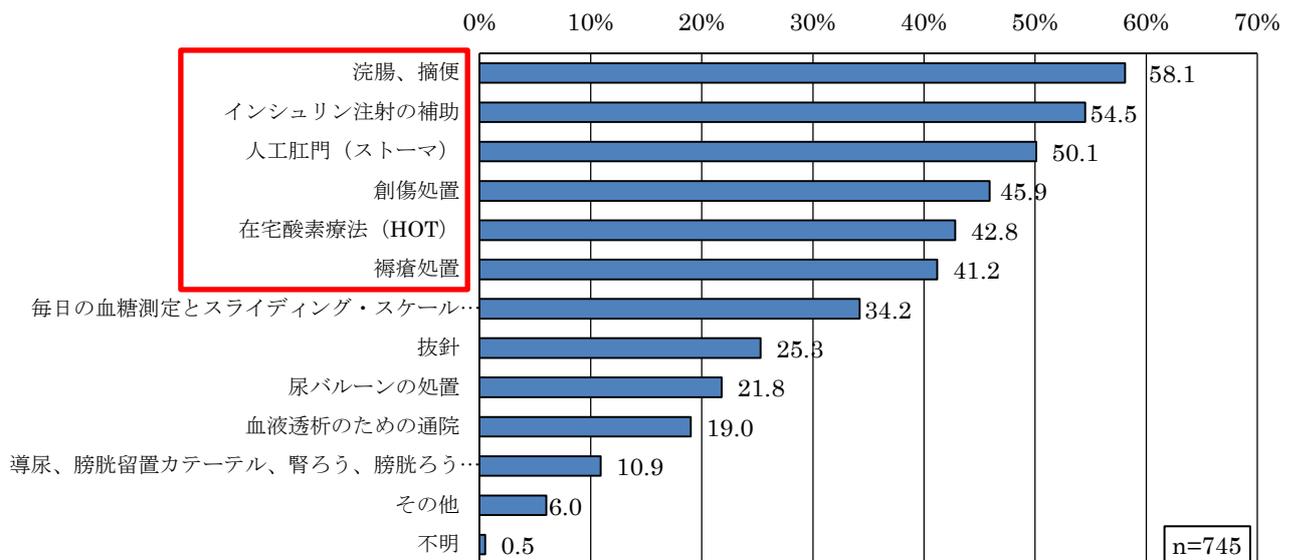


図 3 :

Q8. 喀痰吸引等における研修等について伺います。研修の受講に際し、弊害となっている事柄は何ですか。(複数回答可)

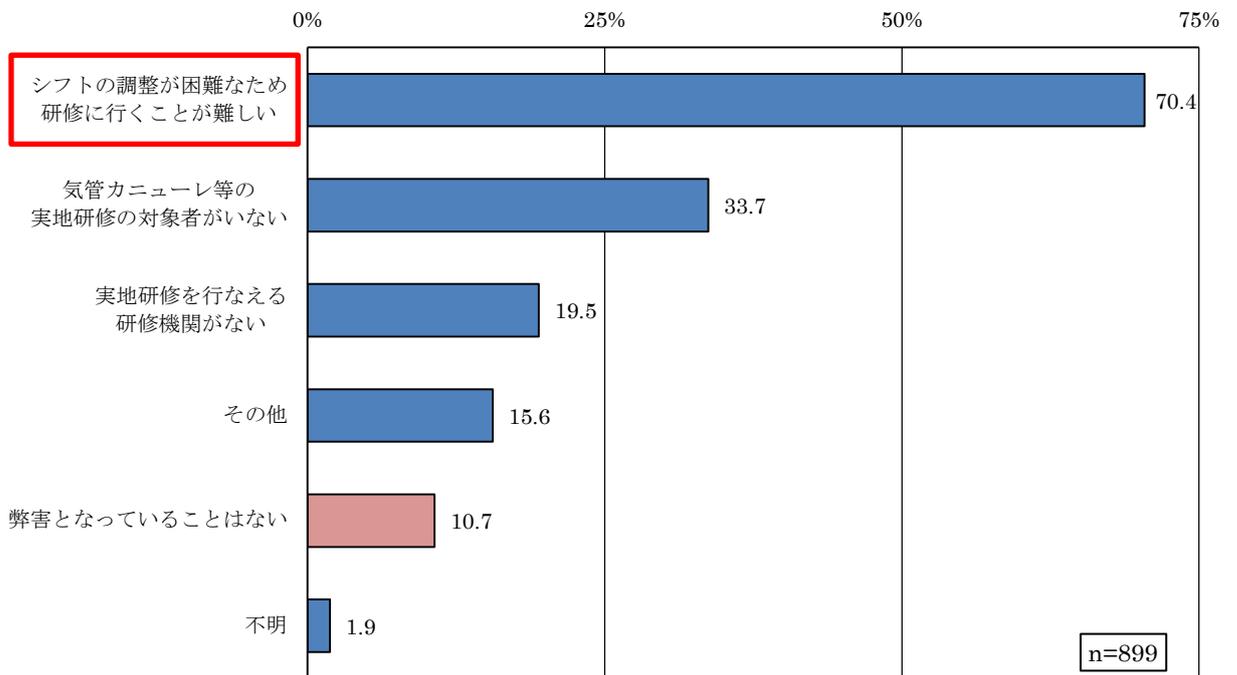


図 4 :

Q10. 介護職員の医行為に関連して、期待する事柄は何ですか。(複数回答可)

